

相続税の生前対策のポイント

～回収困難な同族会社への貸付金～

その6

シリーズで、相続税の生前対策のポイントについて解説しています。今回は、回収困難な同族会社への貸付金が相続財産にある場合の対策について、解説します。

長男が全額出資する会社（A社）に対し、父は1億円を貸付けている。A社の資産は1,200万円しかなく、父からの借入金以外に買掛金や預り金など事業上の債務1,000万円がある。A社は相当な債務超過の状態が長く続いていて、かつ、売上高は900万円しかないため、父からの貸付金の回収は困難な状況にある。

この場合、生前対策として債権放棄を考えているがいくら放棄すればよいか。

【前提条件】

1. 父の相続財産 3億円（A社への貸付金を含む）
2. 相続人 長男・長女
3. A社の概要
 - ① 資本金 1,000万円（発行済株式数 10万株）
 - ② 株主 長男 10万株
 - ③ 利益等の状況 法人税法上の繰越欠損金 9,200万円
 - ④ 純資産価額

資産の合計額 1,200万円

債務の合計額 11,000万円（うち父からの借入金1億円） ∴ 純資産価額 0円

⑤ 類似業種比準価額

父が債務免除した場合でも、類似業種比準価額は純資産価額を上回るものと仮定する

⑥ 債務免除があった後の株価

イ 父からの債務免除 9,200万円の場合

1,200万円－（11,000万円－9,200万円）＜0

ロ 父からの債務免除 1億円の場合

1,200万円－（11,000万円－1億円）＝200万円 ⇒ 20円/株

父が有しているA社への貸付金は、回収が困難な状況にあると考えられますが、その回収が不可能又は著しく困難であると判定される可能性は低いと判断されます。そのため、父は生前にA社への貸付金のうち9,200万円を債権放棄すれば、A社の繰越欠損金の額以下の債権放棄であることからA社には法人税が課税されることなく、相続財産を20,800万円まで減らすことができます。また、長男が有するA社株式の相続税評価額も0円のままで贈与があったものとされないことから、相続税を軽減することができます。

父は生前にA社への貸付金全額の債権放棄をすれば、A社には法人税が課税されます。また、父が貸付金の放棄をすることによって長男が所有するA社株式の価値が増加することに伴い長男に贈与税が課税されますが、父の相続財産は2億円となり、相続税の軽減額は法人税や贈与税の負担を上回ることになります。

（文責：山本和義）

【回収が困難な貸付金債権についての裁判例】

貸付金債権等の全部又は一部が、課税時期においてその回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しないと財産評価基本通達205で定めています。

評価通達205《貸付金債権等の元本価額の範囲》は、形式的な基準として、課税時期において（1）いわゆる倒産の状態、（2）再生計画の認可や債権者集会の協議、（3）金融機関のあっせんによる私的な債務整理手続きなどにより切り捨て等された金額のほか、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」を評価通達204《貸付金債権の評価》による評価の例外的事由として掲げていて、これが評価通達205（1）ないし（3）の事由と並列的に規定されていることから、「その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、評価通達205（1）ないし（3）の事由と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのため、債権の回収の見込みがないか、又は著しく困難であると確実に認められるときをいうものと解すべきであると判示しています（東京地裁：令和6年3月26日判決）。